

吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に定める書面)

株式会社トーカイ

2026 年 9 月 9 日

2026年9月9日

吸収分割に係る事前開示事項

岐阜市若宮町九丁目16番地
株式会社トーカイ
代表取締役 浅井 利明

当社は、株式会社荒木マリーン（以下、「分割会社」といいます。）との間で、2026年9月7日付にて締結した吸収分割契約に基づき、2026年11月1日を効力発生日として、分割会社の福祉用具貸与事業、福祉用具販売事業及び住宅改修事業（以下、「対象事業」といいます。）を当社が承継する吸収分割（以下、「本件吸収分割」といいます。）を行うことといたしました。

本件吸収分割に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく開示事項は下記の通りです。

なお、本件吸収分割は、会社法第796条第2項に定める簡易分割となります。

記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第794条第1項）

別紙1のとおりです。

2. 分割対価の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第192条第1号）

当社は、本件吸収分割の対価として、分割会社に対して金186百万円の金銭を交付することといたしました。これは、第三者算定機関による算定結果、対象事業の状況及び将来見通し、承継する契約の時価評価額等を総合的に勘案し、分割会社及び当社間における協議を経て決定されたものであり、相当であると判断しております。

3. 分割会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第192条第4号）

（1）最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

（2）臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

（3）最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の

状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

4. 承継会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第192条第6号）

（1）承継会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容該当事項はありません。

5. 承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第192条第7号）

効力発生日以降における当社の債務の履行に支障をおよぼす事情の発生及び可能性は現在のところ認識されておらず、本件吸収分割の効力発生日以後においても、当社が負担すべき債務については、履行の見込みに問題はないものと判断しております。

以 上



吸収分割契約書

株式会社荒木マリーン（以下「甲」という）と株式会社トーカイ（以下「乙」という）と荒木寿朗（以下「丙」という）は、甲の本件事業（第1条に定義）を乙が承継する吸収分割（以下「本件分割」という）に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という）を締結し、丙は甲の乙に対する債務の一部を連帯保証する。

第1条（本件分割の方法）

甲は、本契約に定めるところにより、会社法に定める吸収分割の方法にて、効力発生日（第4条に定義。以下同じ）において甲が営む福祉用具貸与事業、福祉用具販売事業及び住宅改修事業の全部（以下「本件事業」という）を乙に承継させる。

第2条（商号及び本店）

本件分割に係る吸収分割会社たる甲及び吸収分割承継会社たる乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 吸収分割会社（甲）

商 号：株式会社荒木マリーン

本店所在地：熊本県熊本市南区近見九丁目9番5号

(2) 吸収分割承継会社（乙）

商 号：株式会社トーカイ

本店所在地：岐阜県岐阜市若宮町九丁目16番地

第3条（承継する権利義務）

1. 乙が本件分割により甲から承継する資産、負債、契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という）は、別紙承継権利義務明細表記載のとおりとする。
2. 本契約締結後効力発生日までに発生した権利義務が乙に承継されるか否かについては、売掛金又は買掛金の発生日を基準とした上で、福祉用具貸与事業、福祉用具販売事業及び住宅改修事業の売上日（納品日）を発生日とし効力

発生日の前日までに発生した権利義務は甲に、効力発生日以降に発生した権利義務は乙に帰属する。

3. 承継対象権利義務に含まれる契約上の地位又は当該契約に基づく権利義務を本件分割により乙に承継することが、当該契約に定める義務と抵触する場合その他甲又は乙に著しい不利益が発生することが見込まれる場合は、甲及び乙は協議し合意の上、当該契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務を、承継対象権利義務から除外することができる。
4. 承継対象権利義務の承継に伴い、甲にて作成を要する会社法法定書類の作成及び登記対応等に要する費用は甲が、乙にて作成を要する会社法法定書類の作成、公告及び登記対応等に要する費用は乙が負担する。

第4条（本件分割が効力を生ずる日）

本件分割が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という）は、令和8年11月1日とする。

第5条（分割対価）

1. 甲と乙は、本件分割に際して、分割対価として、乙が甲に対して金1億8600万円（消費税は不課税）を交付することに合意する。但し、本件事業の福祉用具貸与事業における令和8年11月1日時点で引き継いだ顧客によって見込まれる令和8年11月1日から同月30日までの月額売上（税込）（以下「基準月次売上額」という）が、 円（税込）を下回った場合には、分割対価は、 金額のうち、1,000円未満の端数を切り捨てた金額とする。
2. 前項の分割対価を算定するため、乙は、甲に対して、令和8年11月6日までに、基準月次売上額及び分割対価額を通知するとともに、基準月次売上額及び分割対価額の算定の根拠となる資料（利用者、商品、数量、レンタル単価、合計金額をExcel形式でまとめた実績データを含む）を送付するものとする。
3. 甲は、前項の通知を受けた日の翌日から起算して5営業日以内に、乙に対し、分割対価額に関する請求書を送付するものとする。

4. 乙は、第1項の分割対価額のうち [REDACTED] 円を、効力発生日までに下記の預金口座へ振り込む方法により甲に支払う手続きを行うものとする。なお、金融機関の休日を考慮し、実際に下記預金口座への着金が令和8年11月2日になることを甲は承諾する。振込手数料は乙の負担とする。

記

銀行名・支店名

口座種類・番号

名 義 人



5. 乙は、第3項の請求書の送付を受けた日の翌日から起算して5銀行営業日以内に、請求書記載の分割対価額のうち支払済みの金額を控除した残額を、上記の預金口座へ振り込む方法により甲に支払う手続きを行うものとする。振込手数料は乙の負担とする。

第6条（資本金及び準備金の額）

本件分割により増加する乙の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、以下のとおりとする。

(1) 資本金 0円

(2) 資本準備金 0円

(3) 利益準備金 0円

第7条（株主総会における分割の承認決議）

1. 甲は、会社法第783条第1項の規定に基づき、効力発生日の前日までに、本契約に関する甲の株主総会の承認を得なければならない。
2. 乙は、会社法第796条第2項の規定に基づき、本契約に関する乙の株主総会の承認を得ることなく本件分割を実施する。但し、同法第796条第3項の規定により、本件分割に関して乙の株主総会による本契約の承認を得ることが必要となった場合には、乙は、効力発生日の前日までに、本契約に関する乙の株主総会の承認を得なければならない。

第8条（会社財産の管理等）

甲は、本契約締結日から効力発生日の前日までの間において、善良なる管理者としての注意をもって本件事業に係る業務を執行し、かつ一切の財産の管理及び事業の運営を行うものとする。また、甲は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本件事業に係る財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め乙と協議し合意の上、これを行うものとする。

第9条（事業承継に関する協力義務）

1. 甲及び丙は、乙が本件事業を円滑に承継できるよう、乙の申し出に対して、誠実に協力しなければならない。
2. 甲及び丙は、乙に対して、商慣習上合理的な範囲において、以下の通り協力しなければならない。
 - (1) 令和8年9月7日から同年12月31日までの本件事業に関する利用代金等に関する資料の開示及び提供
 - (2) 本件分割に伴い、乙が承継する顧客の顧客情報及び取引履歴（甲が提供した福祉用具の種類、個数及び利用期間等も含む）の開示及び提供
 - (3) 甲が本件事業を承継する際に、切替手続（別紙承継権利義務明細表第1の1記載の顧客の利用代金等に関する収納代行会社との手続や電話番号等の承継等を含む）に必要な一切の事項

第10条（競業禁止義務等）

1. 甲及び丙は、本件分割の効力発生日より5年間は、本件事業と競業関係に立つ業務を行わず、又は第三者をしてこれを行わせないものとする。
2. 甲及び丙は、本件分割の効力発生日より5年間は、自ら又は第三者を通じて、別紙承継権利義務明細表第1の3記載の従業員（以下「承継従業員」という）に対し、乙からの退職を促し、又はその働き掛けを行わないものとする。

第11条（甲及び丙の表明及び保証）

1. 甲及び丙は、乙に対して、本契約締結日現在及び効力発生日現在において、以下の事項が重要な点において真実かつ正確であることを表明し、保証する。
 - (1) 甲が、本契約を締結し本件分割を履行するために必要な権限及び権能を有していること。

- (2) 甲の株式に関し、[REDACTED]が9000株、丙が600株、[REDACTED]が400株を有していること。
- (3) 本件分割に関し、甲が乙に対して開示又は提供した一切の資料その他の情報は、重要な点において全て正確かつ真実であること。特に甲の計算書類（会社法第435条第2項にて定めるものをいう）については、すべて正確かつ真実であること。
- (4) 甲は、本件分割の実行に重大な悪影響を及ぼす事象又はそのような影響を及ぼす合理的なおそれのある事象に関する情報については、すべて乙に開示又は提供したこと。
- (5) 甲は、本契約の締結、本契約上の義務の履行及び本件分割の実施に関し、会社法その他の法令及び諸規則、並びに、定款、その他甲所定の会社内規則に従った必要な手続をすべて履行していること。特に、労働者に対して会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律及びその他関連法規が定める必要な手続を効力発生日までに確実にすべて履行していること。
- (6) 甲は、本件事業に関する全ての法令、規制、通達、行政指導の規制を遵守しており、甲の知り得る限りその違反による刑事、行政及び民事上の責任を追及されることはなく、又、その原因となりうる事実も存在しないこと。
- (7) 甲において、本件事業に関する訴訟その他法的手続も係属しておらず、官公庁から、本件事業に関するいかなる警告、クレームも受領しておらず、又、甲の知り得る限りかかる警告、クレームを受領するおそれも存在しないこと。
- (8) 甲は、反社会的勢力等（第15条に定義）との間で取引を行っていないこと。本件分割により乙が承継する顧客には、甲の知る限り、反社会的勢力は含まれていないこと。
- (9) 甲は、別紙承継権利義務明細表第1で乙に承継する資産その他の権利義務については、すべて適法かつ有効に保有しており、その価値に悪影響を及ぼす可能性のある事由、負担（簿外債務や偶発債務も含む）等は存在しないこと。

2. 甲及び丙は、前項に規定された甲の表明及び保証に違反することが判明し

た場合には、直ちに乙に対してその旨及び当該違反の具体的内容を書面により通知するものとする。

第12条（乙の表明及び保証）

1. 乙は、甲に対して、本契約締結日現在及び効力発生日現在において、以下の事項が重要な点において真実かつ正確であることを表明し、保証する。
 - (1) 乙が、本契約を締結し本件分割を履行するために必要な権限及び権能を有していること。
 - (2) 乙は、本契約の締結、本契約上の義務の履行及び本件分割の実施に関し、会社法その他の法令及び諸規則、並びに、定款、その他乙所定の会社内規則に従った必要な手続をすべて履行していること。
2. 乙は、前項に規定された乙の表明及び保証に違反することが判明した場合には、直ちに甲に対してその旨及び当該違反の具体的内容を書面により通知するものとする。

第13条（補償）

1. 甲及び乙は、第11条又は第12条に定める自らの表明及び保証又は本契約に基づく自らの義務の違反により相手方当事者に生じた損害を補償するものとする。
2. 本条第1項に基づく補償責任は、当該損害の発生が、効力発生日から1年以内（但し、効力発生日以降における本契約に基づく義務の違反を原因とする補償責任については、当該義務の違反の発生日後1年以内）に、補償請求をする当事者により書面をもって請求された場合に限り生じるものとし、本件分割対価を上限として、相手方当事者に対して当該損害等を賠償する。
3. 前項までの規定にかかわらず、第11条第1項第2号に関する事項において虚偽又は不正確であった場合、丙は、甲と連帯して、乙に対し、期限の制限なく、違約金として、第5条第1項で定める分割対価相当額を支払う。
4. 承継従業員が効力発生日までに [] 甲は乙に対して、 [] [] を補償するものとする。当該補償額は、本契約に基づき乙が甲に支払う譲渡対価から控除するものとする。ただし、当該補償額が確定した時点において譲渡対価の全部が既に支払われて

いる場合、甲は、令和8年11月末日までに、当該補償額を乙の指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとする。振込手数料は甲の負担とする。但し、以下の各号の一に該当した場合、当該承継従業員に関する本項本文記載の補償は行わないものとする。

(1)

(2)

第14条（分割条件の変更及び本契約の解除）

甲又は乙は、相手方に対し、本契約締結日から効力発生日の前日までの間において、本契約第11条及び第12条に定める甲若しくは乙の表明及び保証に違反が判明した場合、本契約に定める義務に重大な違反が発生した場合、本契約第15条に定める表明及び確約に違反が判明した場合、又は、本契約第18条に定める特約事項に重大な違反が発生した場合には相手方当事者に書面で通知することにより本契約を直ちに解除することができる。また、甲及び乙は、天変地異その他の事由により、甲又は乙の資産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じたときその他本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、本契約に規定する条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第15条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能犯罪集団、匿名・流動型犯罪グループその他これに準ずる者（以下「反社会的勢力等」という）に該当しないこと、並びに次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても確約する。

- (1) 反社会的勢力等が経営を支配し、又は実質的に経営に関与していると認められる関係を有すること
- (2) 反社会的勢力等に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (3) 自社又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的

をもってするなど、不当に反社会的勢力等の威力を利用していると認められる関係を有すること

(4) その他反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること

第16条（秘密保持）

1. 本契約において秘密情報とは、甲、乙又は丙が、相手方に対し、書面、口頭、電子メールその他方法を問わず開示した技術上又は営業上の情報並びに、本契約の交渉過程に関する情報、本契約締結の事実及び本契約の内容その他本契約に関する一切の情報をいう。但し、次の各号の一に該当する情報については、秘密情報に含まれない。

- 一 開示を受けた時点で、受領者が既に保有していた情報
- 二 開示を受けた時点で、既に公知であった情報
- 三 開示を受けた後、受領者の責めに帰さない事由により公知となった情報
- 四 受領者が開示者の秘密情報を利用することなく独自に開発した情報
- 五 受領者が正当な権限を有する第三者より守秘義務を負うことなく開示を受けた情報

2. 甲、乙及び丙は、相手方の事前の書面による承諾なしに、秘密情報について、本契約の目的達成のため以外に使用せず、第三者に開示してはならない。但し、法令その他これに準ずる定めに基づき受領者に開示を要求された場合（当該要求を受けた秘密情報の受領者は、速やかに開示者に当該事実を通知するものとする）や、本契約の目的達成のため合理的に必要な範囲で専門家に相談等する場合は除く。

3. 本件分割に関する公表は、甲、乙及び丙が協議の上実施することとし、その具体的な内容、時期及び方法は、別途合意して定める。

第17条（本契約の効力）

本契約は、本件分割の実施に必要な法令に定める関係官庁等の承認が得られなかった場合にはその効力を失う。甲及び乙は、関係官庁等の承認を得るために必要な手続について相互に協力して履践するものとする。

第18条（特約事項）

1. 甲は、乙に対して、効力発生日後速やかに、別紙承継権利義務明細表第1の1(5)記載の電話番号が引き継げるよう、最大限努力しなければならない。
 2. 甲及び丙は、効力発生日から3年間は、顧客又は介護支援専門員（ケアマネージャー）等から、福祉用具貸与事業、福祉用具販売事業及び住宅改修事業に関する取扱業者について紹介又は意見を求められた場合、乙を紹介又は推薦するよう努めなければならない。
 3. 甲は、効力発生日までに、承継従業員に対して、効力発生日までの退職金相当額を支払わなければならない。
 4. 丙は、本契約締結後、承継従業員が退職しないよう努めなければならない。
 5. 乙は、承継従業員との労働契約の承継に当たり、承継時点において、当該承継従業員に適用されている甲における給与条件と同等の条件を引き継ぐものとする。ただし、当該給与条件を将来にわたり保証するものではなく、承継後は、乙の就業規則、給与規程その他の諸規程に基づき、乙の業績、当該承継従業員の勤務成績および人事評価、担当職務その他の事情に応じて、給与条件を見直すことができるものとする。
- なお、乙における退職金の算定の基礎となる勤続年数については、前項に基づき甲における退職金を清算する場合であっても、甲における勤続年数と乙における勤続年数を通算するものとする。

第19条（管轄）

甲、乙及び丙は、本契約に起因し、又はこれに関連する一切の紛争は、相手方の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第20条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本契約に定めない事項その他本件分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲、乙及び丙は協議し合意の上、これを決定する。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙及び丙は各々署名（記名）押印の上、甲及び乙はその1通を保有するものとする。丙はその写し1通を保有するものとする。

令和8年9月7日

甲 本店所在地：熊本県熊本市南区近見九丁目9番5号

名 称：株式会社荒木マリーン

代 表：代表取締役 荒木 寿朗



乙 本店所在地：岐阜県岐阜市若宮町九丁目16番地

名 称：株式会社トーカイ

代 表：代表取締役 浅井 利明



丙 住 所：



氏 名：荒木 寿朗



(別紙)

承継権利義務明細表

乙が甲から本件分割により承継する権利義務は、効力発生日において、甲の福祉用具貸与事業、福祉用具販売事業及び住宅改修事業（以下、併せて「本件事業」という）に帰属する下記の権利義務とする。但し、本件事業に関する契約上の地位が、効力発生日において乙が承継する権利義務に帰属するか否かについては、売掛金又は買掛金の発生日と効力発生日の先後を基準とすることとした上で、福祉用具貸与事業、福祉用具販売事業及び住宅改修事業の売上日（納品日）を発生日とし、効力発生日の前日までに発生した権利義務は甲に、効力発生日以降に発生した権利義務は乙に帰属する。

記

第1 承継する権利義務

1 契約上の地位

- (1) 本件事業における顧客との一切の契約
- (2) 本件事業において取り扱う福祉用具等に関する仕入業者（取次店も含む）との一切の契約等。
- (3) 本件事業に関する顧客の利用代金等に係る収納代行会社（

）との一切の契約等
- (4) 本件事業に供している事業所の賃貸人である  氏との間で締結した令和4年6月23日付建物賃貸借契約（敷金  円の返還請求権も含む）
- (5) 下記の電話番号及びファックス番号に関する電話加入権及び通信会社との契約

記

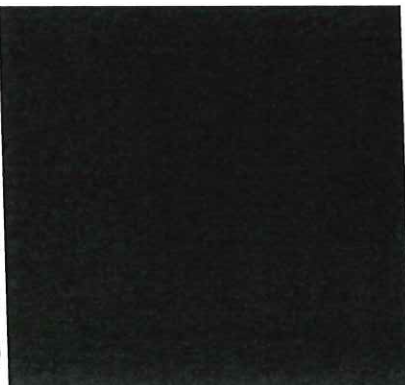
固定電話：

F A X：

携帯番号：



- ④
- ⑤
- ⑥
- ⑦
- ⑧
- ⑨
- ⑩



2 資産

- (1) 効力発生日において、営業所内にある什器備品。但し、携帯電話4台
(電話番号: [redacted]、[redacted]、
[redacted] 及び [redacted]) 及びパソコンは除く。

- (2) 本件事業に供している下記の自動車

記

- | | | |
|---|------|-------|
| ① | ダイハツ | ハイゼット |
| ② | トヨタ | ハイエース |
| ③ | ダイハツ | ハイゼット |
| ④ | ダイハツ | ハイゼット |
| ⑤ | スズキ | エブリイ |
| ⑥ | ダイハツ | ハイゼット |
| ⑦ | トヨタ | ピクシス |
| ⑧ | スバル | サンバー |
| ⑨ | ダイハツ | ハイゼット |
| ⑩ | スズキ | エブリイ |



4台の車は除く

3 雇用契約

本件事業に従事する以下の従業員に係る雇用契約

- | | | |
|---|------------|-------|
| ① | [redacted] | / 正社員 |
| ② | [redacted] | / 正社員 |

③		/ 正社員
④		/ 正社員
⑤		/ 正社員
⑥		/ 正社員
⑦		/ 正社員
⑧		/ 正社員
⑨		/ 正社員
⑩		/ パート

第2 承継されない権利義務

1 資産

- (1) 効力発生日において、本件事業に供されている現金及び預金
- (2) 効力発生日前日までに発生した本件事業に関する売掛金

2 負債

本件事業に起因して発生した一切の債務（未払賃金及び未払残業代に係る支払債務や簿外債務も含むが、これに限らない）。

3 契約上の地位

本件事業に関する上記第1記載の権利義務を除く一切の契約上の地位



第 46 期 決 算 公 告

令和 8 年 9 月 9 日

熊本市南区近見九丁目 9 番 5 号

株式会社荒木マリーン

代表取締役 荒木 寿朗

貸借対照表の要旨

(令和 8 年 3 月 31 日現在) (単位：千円)

科	目	金 額
資の部	流 動 資 産	51,115
	固 定 資 産	2,493
	合 計	53,609
純資産及び負債の部	流 動 負 債	17,251
	固 定 主 負 債	18,750
	株 主 資 本	17,608
	資 利 本 金	10,000
	益 剰 余 金	7,608
	その他利益剰余金	7,608
	(うち当期純損失)	(2,806)
	合 計	53,609